

## 主権者になろう！

### 【杉原泰雄先生のお話】

#### 「主権者学」のすすめ 忘れられた憲法の主題

##### 1. 総崩れの憲法政治の状況

##### (1) 「日本に立憲主義があるか」を問われる状況

##### 「有事法制」の本格的整備とイラクへの「戦時派兵」

最近の政治、小泉さんになって特に目立つのは、憲法が軽く見られるというだけではなく、憲法の原理原則が通用しなくなっている。その点が小泉さんの特徴だと言ってもいい。例えば、憲法9条で「陸・海・空軍その他の戦力はこれを保持しない」と、戦力は持たない、国の交戦権は認めないんだということを述べていますから、戦争はできないはずなんですけれども、憲法9条があるにもかかわらず、有事法制という戦時法制が作られている。日本が戦争状態に入ったときのことを念頭において、国民の権利をどのように制限することができるかということをはじめとして、いろいろな戦時体制の準備が進められています。

それからイラク戦争、続いて占領が起こりますが、その占領へ日本は先頭に立って支持しただけではなく、自衛隊の出兵が行われている。これは占領へ単に加担したということだけではありません。あの占領は戦時占領であるということです。占領には二つあって、一つは、休戦協定ができた上で行われる占領。もう一つは戦争の継続中における占領。今回アメリカやイギリスがやった占領は、戦争の継続中の占領です。休戦条約・休戦協定はないんですね。休戦協定ができた後の占領というのは、太平洋戦争後の日本の占領ですね。ポツダム宣言を受諾して、武力行使をやめるという約束をした上での占領なんです。日本はもう武力行使はしないという約束をしていますから、アメリカが丸腰で入ってきて大丈夫なんです。今回のイラクの場合、休戦協定はありませんから、しかも理由もなく、国連憲章に反してアメリカやイギリスが入ってきているわけですから、それに対して抵抗することにはある意味当然のことです。こうした占領に、日本は賛成し、参加した。参加をしたということはイラク人の敵になるということを選んだということ。そういう意味では戦争の一方の当事者です。どうして9条があって、戦争の一方の側に加担することができるのか。絶対してはいけない戦争に加担した。小泉さんは人道的復興支援活動と強調しましたが、それだけではなく、イラク特措法でも秩序維持支援活動を認めている。日本は何をやったか

##### <第9条>

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

というと、武装したアメリカ兵の輸送をやっているんですね。  
本当に情けないことに、国会でそうしたことについて憲法論議がちっとも行われなかった  
ということです。

### 社会国家（福祉国家）と文化国家の理念の軽視

憲法 25 条で、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」をすべての国民に保障して  
いますね。すべての国民に人間らしい生活を保障する。中身から見ますと、健康な生活（福  
祉と置き換えてもいい）、もう一つは文化的な生活が入っている。福祉国家という言葉が  
使われますけれど、福祉国家だけではない。文化国家でもある。教育基本法前文に、「わ  
れらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して…」とあります。  
福祉国家・文化国家ということも 25 条がはっきりと宣言した。

中小企業とか労働者とか老人とか、そういう人たち、あるいは一般的に社会・経済的に  
弱い人たちに、人間らしい生活、健康的な生活の保障を求めるわけです。その点からしま  
すと、医療の保護とか、年金の保護とか、中小企業の保護とか、そういうことを特に大切  
にしなければならない。しかし現実にはそういうものが軒並み歪められていく。大銀行が  
不良債権をいっぱい抱えて困っていたら、そういうことにはお金を何兆円でもつぎ込んで、  
つぶれないようにする。一方で中小企業は自己責任だと言われて、平成 13 年度までの 11  
年間毎年 16,000 件強が、1000 万円以上の負債を抱えてつぶれています。福祉国家でどう  
してそういうことになるのか。

年金の保障はどうなっているかと言うと、今の財政状況を考えるといつまで続くかと心  
配したほうがいい。財政破綻状況ですから、年金についても保障がなくなっている。そこ  
のところからいろいろなまずいことが起こっています。今年度の税金では専業主婦の控除  
がなくなっている。来年度からは老年者の控除もなくなる。医療費の負担も増えている。  
介護保険の全面的な見直しもされている。気がついたら福祉国家なんて政治になくなって  
いる。

文化国家についてもダメですね。大学にいて研究教育にずっと携わってきましたが、文  
化という言葉のをこれほどいっぱい使いながら、文化という言葉の理解がうまくできないで  
すね。憲法でいう文化とは知的精神的諸活動、頭や精神を遣って行う活動を文化と言いま  
す。具体的には研究・教育・学習・技術・文学・芸術などの活動をすることです。みんな  
職業を選んで一生懸命働きますけれど、それ以外にしたいことがないわけではない。しか  
し意に反して、生活していくために一生懸命労働している。だから労働者だから労働だけ  
していなさい。あとは食べて寝るだけ。それでは人間ではないと憲法では言っているので  
す。健康だけでは人間らしい生活とはいえない。文化的な活動ができるようであればな  
らぬ。

#### < 第 25 条 >

すべて国民は、健康で文化的な最  
低限度の生活を営む権利を有す  
る。

国は、すべての生活部面につい  
て、社会福祉、社会保障及び公衆  
衛生の向上及び増進に努めなけれ  
ばならない。

8 時間労働が守られ、それで人間らしい  
生活が営むことができるほどの給料が出ていれ  
ば、後の時間 自分のやりたいことができる。欧  
米では、市町村にコミュニティカレッジがある。  
それが欧米における高等教育の基本的なあり方  
なんですね。仕事が終わったら、そこで勉強をし  
て資格をとるとか、小説の勉強をしてもいい。

日本の研究・教育の予算は年毎に軒並み削減さ  
れています。本当に情けない国です。

1979年度には、一般会計の11.1%が文教科学振興費でしたが、2004年度には7.5%しかない。こんなものは政府はいとも簡単に削れる。では、防衛予算をこれほど大幅に削ることができたのか。削れませんね。憲法で福祉国家・文化国家を宣言しているのに、文教科学振興費は簡単に削ってしまい、軍隊は持たない、戦争はしないとっているのに、防衛予算は削れない。憲法なんて政治において念頭にないんですね。

## (2)「ルールなき日本」も問われる

政治家は国民の代表、公務員は全体の奉仕者と憲法に書いてありますね。憲法99条で、天皇以下すべての公務員は憲法を尊重し擁護する義務があるとあります。それが今憲法と正反対の方向へ行く政治を当たり前のようにやっている。日本には立憲主義がない。憲法に従って政治をしなければならないにもかかわらず、立憲主義がない状況。国の最高法規を政治家や公務員が頭から無視するようなことをやっていたら、その他のルール（法律や条例、その他社会的なルール）を誰が守るのか。ルールは破っていいものになってしまう。ルールなき社会になってしまう。気がついてみたら、世界で最低の国になってしまっている。子どもたちが狙われる、年寄りが狙われ…。一般の国民の間でもルールが無視され、弱いものいじめが起こってくる。それは何の反映か。政治がやっている弱いものいじめの反映でもある。

### <第98条>

この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

### <第99条>

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

## 2. その責任の所在

### (1) 権力担当者の第一次的責任

その責任の所在は、政治家や公務員にある。99条にあるように、憲法尊重擁護義務をすべての公務員が持っている。今の天皇は即位する時に、「皆さんと共に、憲法を守ります」と言ったんですね。でも小泉さんは守る気がない。公務員にもない。憲法尊重擁護義務を軽視している。自分の政治的・経済的信念や利害を憲法に優先させる。小泉さんの政治を見てみると良くわかる。小泉さんは憲法の上に日米同盟を置く。アメリカとの関係が一番重要だとする。イラクへの出兵の時にも、国会で「日米同盟が一番重要なこと」と言っている。小泉さんは、政治の基準として一番重要なものは憲法だと思っていない。

## 権利と権限

### 統治権



権利として所有するもの **権利**：自分の利益のために使っていい  
権限として行使するもの **権限**：自分の利益のためには使えない

立法権 国会は**権限**として立法権を持っている 国民のために行使する  
行政権 内閣  
司法権 裁判所

権利と権限をはっきり区別する。ここから憲法が始まると思ってください。

権利としての統治権と権限としての統治権をはっきりと区別してください。

国会は、権利として立法権を持っているのか、それとも権限として立法権を持っているのか。権利として持っているのなら、自分の都合のいいように立法権を使っていい。権限だったら自分の都合のいいようには使えない。国会や内閣はこの区別がつかずに、自分の権利だと思っている。自衛隊をイラクに派遣する法律をつくるのに、ブッシュ大統領に相談して派遣するという法律をつくろうとした。

**国民主権とは何なのか。国民主権とは国民が権利として統治権を持っているということ。立法権・行政権・司法権という統治権を権利として持っているのは国民。国会議員はそういう立法権・行政権を権限として行使の担当をしているに過ぎない。権力の行使を担当するものは、主権者国民の所有する統治権を憲法が認めている範囲内で国民の意思に従い、国民の利益のために、行使できるに過ぎない。**

国会は法律をつくることができるんだといっても、憲法では交戦権を認めていない。そもそも軍隊を持つことを禁止している。戦争する法律をつくることまで認めていない。仮に認めていたとしても、国民がイラクへ自衛隊を派遣することを認めたか。世論調査やったら、国民は反対している。権利と権限の区別がついていない。これは不幸なこと。国会議員が立法権を自分の権利、行政を行っているものが自分の権利と誤解する。

## (2) 主権者・国民の最高責任

権力乱用の第一次的責任は、国会議員や公務員にある。では第二次的責任はというと、国民にも責任がある。国民は主権者でしょう、その主権者だという意味がわかっていない。国民は統治権を持っているが、自分で統治権を現実には行使するのは大変だから、憲法をつかって、立法権は国会に担当させる、行政権は内閣に担当させる。そういうことを国民が決めた。憲法前文には、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と書いてあります。主権者たる国民が憲法をつくった。その憲法の中で、自分に変わって国家権力の行使を担当するものに対し、99条ですべての公務員に憲法尊重擁護義務を課した。国民が主権者であれば、どうしてその干渉をしないのか。公務員が憲法違反をしたら、一切の表現の自由(21条)で批判していい。

それだけではなく、15条では公務員の選定・罷免権、選ぶだけではなく、リコールすることもできる。国民が軽く見られてしまっていますから、選ぶことは選びますが、リコール(罷免)することを具体化する法律は、地方自治法しかない。なぜ、国家公務員への罷免権の行使はできないのか。でも、国会議員が変なことをすれば、次に投票しなければいい。落選という方法で、罷免権を発動することもできないわけではない。

### <第21条>

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

### <第15条>

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

しかし、そういうことを国民がやってこなかった。憲法を無視するような政治家に投票をしてしまう。あるいはそれを批判しないで黙認してしまう。



しかし、そういう国民を批判しているだけでは済まない。

世論調査を見ると、「自衛隊は違憲だと思いますか」「米軍の駐留は憲法違反だと思いますか」「イラクへ自衛隊派遣することは違憲だと思いますか」という質問に対し、一番多い答えは、「わからない」という答え。残念ながらそういう状況。

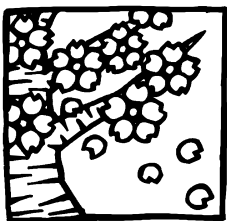
### 3. 国民はなぜ黙認するか？

#### (1) 憲法 = もともと少しわかりにくいもの

わからないから黙ってみている。なぜわからなくなるか。もともと憲法はわかりにくい。言葉としてはみんな知っている。主権、天皇は象徴である、立法権・行政権、みんな知っている。権利権限という言葉も知っている。でも、権利と権限の区別は知っているか。これは学習しないとわからない。憲法は、もともと学習しなければわからないものだ。ところが憲法教育・憲法学習をサボってしまったんですね。

#### (2) 日本の憲法政治に際立つ手法 「解釈改憲」の政治

もう一つ国民が黙認してしまう理由は何なのかというと、政府の憲法の運用の仕方です。憲法の解釈をかたっぱしから歪めていく。もともと法律にはどうしたって解釈が必要なんです。解釈しないで、意味が一つしかないという法律の条文は最初からないんです。大概のものは解釈をしなければならない。というのは、言葉からルールは成り立っているけれど、言葉で一つの意味しかもっていないことばなどない。意味が複数になりがち。例えば 95 条に「一つの地方公共団体のみに適用される」という条文がありますが、普通の解釈ではこれは文字通り一つではない。「一部の地方公共団体に」という理解が普通です。あるいはまた、「10 日以内に～しなければならない」という条文がありますが、日を数える時 初日を入れるか入れないかで意見が分かれる。国会関係ではほとんど初日を入れていきます。どの解釈が正しいのかというのは、解釈をしないとわからない。憲法の解釈では、言葉の意味を大切にしよう、論理を大切にしよう、趣旨（どういう趣旨でこの条文が作られているか）を大切にしようというのはあたりまえのことなんです。特に一番悪用されるのは文言なんです。「主権」という言葉が使われても、「主権」の定義は憲法のどこにも出てこない。「象徴」「文化」の意味も憲法は述べていない。そうすると言葉がどんどん悪用されてくる。一番典型的なのは、「戦力」という言葉。憲法をつくった時は、「警察力」を超える実力が「戦力」という説明を行っていた。「警察力」というのは国内の治安を維持するための必要最小限の実力。今でもだいたい自動小銃くらいを用意すれば足りる。治安状態に関係してきますが、治安を維持するために必要最小限の実力。それを超えるものは「戦力」だから持つてはいけないと憲法をつくった時は言っていた。ところがその後警察予備隊・保安隊・自衛隊を作り、保安隊・



自衛隊段階になると、「警察力を超えてもすぐには戦力にならない」とした。「日本は自衛権があるから自衛力を持てるんだ」という説明を政府がしました。警察力を超えても自衛力の段階にとどまっていればなお戦力ではない。「自衛力というのは自衛のための必要最小限の実力。その自衛力を超えるものが戦力である」という説明をした。これを基本的には今も維持している。自衛力というのは、相手

が決まっていればその範囲が決まります。攻撃してきた国の力を超えるものだったら自衛力となりますね。軍が戦争する相手が決まっているのか。あるいは日本を攻めてくる相手が決まっているのか。そんなものは決まっていない。かつてソ連が仮想敵国でしたよね。ソ連に対抗するためといったら、ソ連程度の実力を持つことは憲法違反でないということになってしまう。それでは、どこまで再軍備やったら大丈夫ということになってしまう。アメリカが相手だったら、日本の国家予算全部使ったっていいのかということになってしまう。

そのようにどんどん解釈が変化していく。こうやって自衛力を認めてきたが、日本には集団的自衛権はない、個別的自衛権（自分がやられた時に始めて反撃する）しかないとしていた。アメリカに対する攻撃は日本に対する攻撃であるというようなものは集団的自衛権といいます。自国は攻撃されていなくても、相互に約束をしている国が攻撃された時には、自国に対する攻撃と見なすもの。それは認めていないと言っていました。しかしそれもだんだん崩してきた。第一線でアメリカと一緒に戦うのは集団的自衛権だが、後ろで武器弾薬を輸送すること（「一体化しない後方支援活動」）ならいいと変わってきた。航空自衛隊がイラクでアメリカ軍の輸送を行っている。これは後方支援活動なのか。

小泉さんは何て言っているのか。最近個別的自衛権とか、集団的自衛権とか言わなくなっている。「日米同盟」と言っている。同盟という言葉は集団的自衛権という意味を元々含んでいる。そういうふう言葉にどんどん置き換えて、いつの間にかわからなくなってしまう。言葉をゆがめ、論理をゆがめ、趣旨をゆがめながら、憲法を改正しなければ出てこないような意味の解釈を引き出してくる。それが解釈改憲です。嘘も繰り返して言い続ければ真実として黙認されるようになるということ。憲法違反の政治も「憲法違反でない」と強弁し続ければ、合憲と黙認されるようになる。そういう状況です。

#### 4. あざむく権力担当者とあざむかれる国民

権力の担当者が常に権力を乱用しようとする。そのためにあらゆる法技術を駆使して、国民を欺こうとする。

ルソーという人がこう言っています。

『人民は絶対腐敗させられないが、時に欺かれることがある。人民が間違っていることを望むように見えるのは、そのような場合だけである。』

国民が欺かれないようにするためには、憲法の教育・学習がどうしても必要です。

憲法制定時には、権力を担当している人たちもそのことは一応理解していたんですね。憲法に国民主権・戦争放棄・人権保障を書いた。それですべて済んだとは、権力の中枢部にいた人たちは考えていなかった。憲法が施行されたのは、1947年5月3日。これの少し前、1947年3月31日に教育基本法が作られました。

この教育基本法の前文に、こう書かれています。

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。
--

ちゃんと教育をして、憲法を自分のものにしないと、結局は国民主権なんて出てこない。憲法が政治の中で行われるようにならない。

## 5. 教育基本法の問題提起

### 教育の目的

人格の完成...各人はいろいろな可能性を持っているが、しっかり鍛えないと可能性を具体化できない。可能性を発揮できるように教育・訓練しないと、それは伸びない。人格の完成というのは、各人の可能性の全面的発達ということです。

平和的な国家及び社会の形成者としての国民の育成...つまり主権者としての国民の育成。

そして、第2条にあるように、それを学校教育でやりなさい、社会教育でやりなさい、社会教育でやらなかったら、国民が自分でやりなさいということもある。

せっかく教育基本法にこのように書かれているのに、これは行われませんでしたね。政治が憲法からすぐに離れていくと同時に、憲法教育もちゃんといわれなくなりました。そのうち憲法を学習することが左翼的である、偏っているという議論になってしまいました。政治は憲法に従って行われなければいけませんから、政治を判断する基準は憲法なんです。憲法から外れる政治が党派的な政治。

憲法教育が行われなくなると、憲法学会であたりまえの見解や、制定時の政府見解を踏まえた教科書について、政治の方からの批判が出てくる。

### 教育基本法

#### 第1条

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとうび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### 第2条

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

## 6. 不断の「主権者学」を

君主主権下では、君主が本当の主権者になるためには帝王学が不可欠であると言われてきた。どの王朝でも特に皇太子には、厳しい帝王学が行われた。そうでないと王朝がすぐつぶれてしまう。国民主権のもとにおいても同様のことが言えるのではないか。ついこの間まで国民は主権者ではなかったのですから。国民はかつて臣民だった。臣民というのは、～に従属するもの、従うもの。それが突然主権者になった。国民一人一人がしっかり憲法学習をして、憲法を自分のものとして、憲法を基準として政治を監視できる程度にならないと、主権者になることができない。そういうことをやらないと最後のところで結局主権者が出てこない。主権者がいないと、平和的・民主的・文化的国家の本当の担い手がないということになる。しかし、政府はその教育をサボった。その結果、現実には国民が憲法を軽視する政治を黙認してしまう。これが主権者不在の状況であり、そういう状況に落ち込んでいる。学校教育・社会教育における憲法教育の軽視が、そのような事態の一大要因になっている。本当に国民主権があるかということが問われる事態であり、平和主義・人権保障・民主主義が本当にこの国で存続できるのか。そういう点からすると、何らかの形で憲法学習を回復しないとしかたがない。憲法改正には「反対しましょう」だけではなくて、その前にすることがある。憲法改正の発案ができないようにしましょう。それが先です。そのために学校教育・社会教育で憲法教育が行われるように要請することも大切。教育基本法では、あらゆる機会、あらゆる

ゆる場において行えと言っているのですから、学校や公民館、地方公共団体はやらなければならない。それは法律上の義務の履行です。そうでないと、教育基本法の2条は理解できない。それでも、学校もやらない、地方公共団体もやらないとしたら、国民が自分でやったらどうだろうか。私が今理事長をやっている研究所では、会員が150人位いますけれど、今年憲法講座を16回開いています。それから小平市の中央公民館では、毎年10回ずつ3年間憲法講座をやりましたが、小平市民は中央公民館から憲法講座をなくしてはいけないとっており、市民の要望があるからやらざるを得ない。市民の側からの働きかけも重要である。

## 7. 基礎的自治体と「民主主義の小学校」

それでは教育だけやっていけばよいのかというと、地方自治がとても大切。日本国憲法における地方自治というのは、充実した地方自治でなければならない。憲法では地方自治について独立した章を設けている。こういう憲法はドイツもフランスも持っていない。地域の産業・文化の発展のために必要な権限と財源を地方に渡しなさい。特に市町村に。例えば、霞ヶ関の役人たちは、岩手県の農業がどのように行われているか、高知県ではどうか、イネの品種はどうか、そんなことは何も知らないのです。これまで霞ヶ関で農業政策を作ってきて、その結果どういことが起こったかという、食についての安全保障がなくなってきてしまった。専業農家がどんどんつぶれてきてしまい、先進資本主義国の中で、食の自給率が最低なのは間違いなく日本です。世界で何年か不作が続けば、日本は一番先に飢える国。だから、地域の産業・文化を発展させるためには権限が必要で、税金も地方税を増やさなくてはならない。地方のことは自分たちでやる。霞ヶ関は全国民に関する事柄を担当する。地元のことは地元が一番良く知っているはずなんです。地元には権限や財源が来れば、市議会議員ももっとしっかりした人を選ばなくてはならない。しっかりした市長を選ばなくてはならない。でも今は、権限も財源もない。みんな中央に吸い上げられている。

もう一つ、充実した地方自治という考え方には、住民がそういう政治に直接参加することがある。重要な条例を自分たちで決める。

例えば、松戸だけで適用される法律をつくらうとする時は、法律だから国会で定めるのですが、もともとこれは条例で定めるべきこと。それをどうしてもつくりたい時は、住民の承認を得なさい。議会の承認ではない。これを見ると、住民は立法者。重要な問題は住民が決めること。住民投票条例を決めようとすると、議会の軽視だと言って、議会が反対するが、これはまったく間違い。住民自治の具体化なんです。憲法から見れば、地方公共団体で政治の基準を定めるのは、議会だけではないんです。

### < 第95条 >

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

こうしてしっかりした自治を設けますと、権限・財源がありますから、地域の産業・文化が発展する。産業・文化が充実すれば、生活が充実します。その地域の産業をどのように発展させるかは、その地域の人考えることです。日本の場合、工業・商業の99%が中小企業・地場産業です。それがしっかりすることが必要。地域の産業・文化がちゃんと発展しないと、日本はいつまでたっても元気にならない。中小企業については自己責任で、つぶれるならつぶれるとどこからも援助が来ない。中央集権はダメだということは明治の頃から言われていた。各地域に産業・文化を発展させ、生活を発展させて初めて、全国が活性化することになる。





もう一つ重要なことですが、充実した地方自治になりますと、市内の問題はみんな自分たちで解決するようになります。権限や財源が来れば、いい人たちが議会に立候補するようになります。地方が充実すれば、そこにみんなの関

心が集まる。そこに市民が参加する。条例を作る。アメリカのニューイングランドの地域では、タウンミーティングで予算を決めて、学校を作るとか、税金をどれだけ負担するかなどを決め、決めたことを市長に実行させる。ちゃんと実行しなかったらリコールする。そういうやり方の中ではじめて本当の市民が出てくる。地方自治の中から本当の市民が出てくる。

フランス人のトクビルがアメリカのそういう政治を見てとても驚き、「地方公共団体が民主主義の基礎を作る。民主主義の小学校で、本物の市民を作る」と書きました。だからトクビルは、地方自治を軽視する中央集権体制は独裁政治の一形態だといっています。

1985年ヨーロッパ地方自治憲章というのを条約で作りました。市町村でできることはみんな市町村に渡しなさい。それに見合っただけ財源も渡しなさい。そういう政治が進行していきます。日本はそれとちょうど逆の政治をやっています。市町村合併を一生懸命すすめて、来年になると、市町村が2000を割ってしまいます。人口6000万人のフランスは、36,000以上の市町村を持っており、人口8000万人のドイツは、19,000以上の市町村。人口1億2千万の日本がなぜ、2000弱の市町村でいいのか。要するに住民自治はいらぬということ。

地方自治を充実して、政治の問題を自分で処理するという習慣を身につけないと不十分。

**どうしたら憲法「改正」を防げますかと問われるが、結局主権者がいなければどんな政治だって起こってきちゃう。我々が主権者になるより方法がない。地味だけれども、まず学習活動から始めるということです。**

Q) 有事法制での地方自治は？

A) 有事法制はもっとひどいですね。憲法で地方自治を保障しているのに、戦時においては地方公共団体が言うことを聞かなかつたら、首相が直接介入して指揮を取ることができるとしている。そういう戦時や非常事態における例外は、憲法にはない。自治を保障されていて、戦時・非常事態においては別だという規定があれば話は別だが、そういう規定はない。明治憲法には、31条「本章二掲ゲタル条規八戦時マタ八国家事変ノ場合ニオイテ天皇大権ノ施行ヲ妨グルコトナシ」という規定があった。ここにいう本章とは、臣民の権利義務を定めた第2章のこと。明治憲法で保障した臣民の権利は、非常事態においては天皇が非常大権を行使し始めると制限されてしまう。明治憲法ではそういう規定があるから戦時は例外の措置がとれる。しかし、今の憲法には、戦時においては地方自治を停止するとか、戦時においては地方公共団体の長・議会は、内閣総理大臣・国会の言うことを聞かなくてはならないという規定はない。

日本国憲法が認めていることだけができるんです。日本国憲法は授權規範。国民が主権者であり、国民がつくった憲法を通じて、国民が権限を授けているということ。ところが明治憲法は違う。天皇が統治権の持ち主。権利としての統治権は皆天皇が持っている。明治憲法では、憲法で禁止されていないことはみんなできる。明治憲法は授權規範ではなく、例外的禁止規範です。憲法でやってはいけないと書いてないことは何でもできる。今の政府は、日本国憲法を明治憲法と同じように思っている。だって、今の憲法には自衛権を持ってよろしいなんて書いてないんですよ。それなのに、禁止されていないから持てると。

Q) 東京都の教育委員会が、卒業式などにおいて日の丸・君が代の強制を行っている問題がありますが、先生たちは「歌う自由、歌わない自由もある」という指導ができなくなっている。



A) 先生たちも、憲法・教育基本法の勉強をしっかりとすべきだと思いますね。しっかりと勉強していれば、もう少し違った答えが出せるはず。教育基本法を作る時に、田中耕太郎が中心になってつくったのですが、田中耕太郎「小・中・高校の先生も教育の自由を持っている」と言いました。それをわかりやすく説明するのに、「小・中・高の先生を含めてすべての先生は、司法官的独立性を持っている」と言いました。憲法第 76 条に「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と書いてあります。独立していますから、裁判の時 3 人の裁判官の合議はあるが、上下関係はない。最高裁長官でさえ、口出しすることはできない。それをしたら、裁判官の独立性を侵すことになってしまう。その立場で作られたのが教育基本法。

思想信条の自由だけでは対抗できない。子どもたちは思想信条の自由でいいんです。でも、先生たちは公務員。公務員で、公務として教育を行っている。公務を執行する時に思想信条の自由だと言って、公務を怠ることはできない。職務専念義務がある。思想信条の自由は公務員になった時点で制限されることが前提となっている。それにもかかわらず、なぜやらなくていいのか。それは教育の内容と方法が、他の公務とは違うから。そここのところをちゃんと理解しておく必要がある。教育の中身は、基本的に真理・真実。真理・真実については合理的な文章がどうしても必要。多数決は関係ない。例えば、どこかで進化論を教えるはいけないうとか、地動説を教えるはいけないう話がありましたが、それを教えるはいけないうことは、嘘を教えることになる。中身については、何が真理・真実かということを専門家である先生が、議論・判断すべき。教育はもう一つ、方法の問題がある。子どもの発達のためなんだから、子どもの発達段階に即して、一番ふさわしい方法で教えなければならない。政治家は小学校一年生がどの程度の理解をもっているかを知らない。それが子どもの発達段階を無視して、なるべくたくさん教えればいいたと。

教育の内容・方法というのは、専門家集団がちゃんと責任を持ってやっていく。専門家集団が間違えた時には、保護者が指摘すべき。教育委員会というのは、教育の中身にかかわるところではない。教育行政は外の条件整備をするもの。

#### 教育基本法第 10 条

教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

このような議論を先生たちが、自分たちで学習してほしい。教育の問題について専門家としてどれだけ責任を持つのか、自信を持つのか、そここのところが一番重要。毎日忙しくて大変だろうけれども、いったい自分たちは専門職としてやっている教育とはどういう役割、どういう権力との関係であるのか、どういう性質の専門職であるのか、はっきりさせなければいけないと思います。

(まとめ：浅井ゆき)